



Nippon Cargo Airlines

お客様各位

2026年5月吉日  
日本貨物航空株式会社

見本採取（モニタリング検査）実施後の関係書類提出廃止について

拝啓、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて標題の件、2017年12月より関税法基本通達32-2に基づき、「見本採取の写し」および「収去証」をご提出いただいておりますが、下記のとおり本運用を廃止いたしますので、ご案内申し上げます。

今後とも、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更内容

2017年12月より、弊社蔵置場にて見本採取（モニタリング検査）を実施されたお客様につきましては、「見本採取の写し」および「収去証」を弊社へご提出いただきましたが、今後は提出不要となります。

2. 変更理由

NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）より出力される「見本採取情報」により、弊社においても見本採取（モニタリング検査）の実施状況を確認できるようになったためです。

3. 開始日

2026年6月1日到着分より

以上